

○ 枚方市社会教育委員設置条例

昭和 26 年 2 月 28 日

条例第 194 号

(設置)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、枚方市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委嘱)

第 2 条 委員の定数は 13 人以内とする。

2 委員は、社会教育法第 15 条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育及び社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年以内とする。

- 2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、妨げない。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、委員相互の定めるところによる。